

平成 18 年度 第 5 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 7 月 31 日 (月) 9:00 ~ 10:07

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、志太勤、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦各委員、大橋豊彦専門委員

(政府) 中馬大臣、山口副大臣

(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、梶島参事官、岩佐企画官、岩村企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

(1) 規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申について(決定)

(2) その他

5 . 議事録

宮内議長 それでは、定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきます。平成 18 年度第 5 回目の「規制改革・民間開放推進会議」でございます。

本日は、早朝でございますが、中馬大臣、山口副大臣にお見えいただいております。ありがとうございます。

また、委員の方は、遅れられる方もございますが、9 名の委員・専門委員に御出席をいただいております。

それでは、早速でございますが審議に入らせていただきます。お手元でございます中間答申の案文をごらんいただきたいと思っております。これは、前回の会議以降、各責任担当委員を中心に関係府省との調整を経てとりまとめられたもので、事前に皆様に御確認をいただいているものでございます。

全体の構成でございますが、初めに「Ⅰ. 『規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申』の決定・公表に当たって」ということで、この答申の位置づけ、今後の取組み等をまとめております。

各分野の提言でございます「Ⅱ. 重点検討分野の改革」が続いております。ここはこれまで御審議いただきました部分であり、関係府省との調整もここを中心に行われてきたものでございます。文章は、関係府省と合意した部分もございますが、合意に至らなかった部分につきましては、後ろの方に「別紙」ということで、横にさせていただきますと、各事項ごとに関係府省の意見、それに対する当会議の見解、いわゆる不一致の部分を表の形式にとりまとめております。

また、前回会議におきまして、八代総括主査より御提示がございまして、その取扱いについて審議を行いました「市場化テストの実効性を担保するための課題」につきましては、本答申の「III . 公共サービス改革法の活用を図るための課題」という形で盛り込んでおります。

それでは「II . 重点検討分野の改革」につきまして、各責任担当委員より、前回案文から今回の案文に至った経緯を簡単に御報告いただくことにいたします。併せまして、今、申しました「III . 公共サービス改革法の活用を図るための課題」の部分につきまして、八代総括主査から御報告をお願いいたします。

いつものとおりでございますが、御説明は資料の順番に沿いまして1分野3分程度でお願い申し上げます。委員が御欠席の分野につきましては、事務局よりお願いいたします。

それでは、いつものとおりでございますが「1 放送・通信分野」について鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 「1 放送・通信分野」につきましては「骨太の方針2006」で「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」というふうにされたことを受けまして、前回御提示しました案の一部を修正しております。

具体的には、お手元の間答申案の11ページ「(3)通信事業における競争の促進」のところですが、この部分からNTTの組織の在り方を全文削除いたしました。この問題につきましては引き続き検討を深めてまいりたいと思いますが、まずはNTTにおける公正な競争の促進に向けた市場構造の監視や、公正競争確保のための諸施策の徹底を促進することが重要であると思っております。

それ以外の点につきましては、事実関係の精査等による若干の技術的な修正を除けば変更はございません。

こうした本案の内容に対して、総務省の方は、巻末の別表1ページ以降にありますとおり、当会議の意見も政府与党合意の表現にとどめるべきだとしまして、政府与党合意の実現のための具体的施策や意見、あるいは我々の提示した意見に対する反対提案等を出してまいりませんでした。

しかし、当会議としては、政府与党合意は基本方針を定めるものであって、必要なことは時期を逸せずに行う、その方針の精神を実現するための具体的・建設的な施策であって、その検討、結論、実施は一刻といえども猶予は認められないと考えます。このために、政府与党合意を踏まえつつ、今後の改革に当たって必要となる具体的事項についての当会議の見解を示すという方針を変えず「修正には応じられない」としております。

また、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時送信は、当会議が求めたとおり、著作権法上、有線放送として位置づける旨の合意が文化庁との間で得られましたが、別表の3ページにも記載してありますように、IPマルチキャストによる自主放送につきましては、なお著作権法上の放送扱いにすることについて意見の一致が現段階では得られ

ておりませんので、これを求めていきたいと考えております。

以上が、放送・通信分野についての提言内容の説明ですが、年末の答申に向けて、今後、合意に至らなかった事項につきましても精力的に調査・審議を進めてまいり、一つでも多くの課題を解決するよう、働きかけに努めていきたいと考えております。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

次は「2 教育分野」ですが、草刈総括主査が他の会議で遅れておられますので、飛ばしまして「3 保育分野」に入りたいと思います。八代総括主査からお願いいたします。

八代総括主査 白石主査が御欠席ですので、代わりに御説明いたします。

保育のところは、残念ながら前回のところから変わっておりませんで、代わりに、最後の各省との意見の違いというところを明確にすることによって年末答申の方につなげたいということでございます。

現在、総合施設というものを厚生労働省の方でいろいろ進めておりまして、それがあある意味では保育改革の大きな一歩になるということではありますが、具体的な点についてはいろいろ問題もあります。それに限らず、個別の直接補助方式あるいは直接契約というようなことについても総合施設に限らず進めていきたいということで検討しておりますので、年末答申に向けて更にこの辺りを詰めていきたいと考えております。

以上であります。

宮内議長 それでは「4 外国人分野」につきまして矢崎委員からお願いいたします。

矢崎委員 安居委員が御欠席のため、私から代わりに御説明させていただきます。

前回の本会議後、7月13日に関係省庁を招いて答申案の協議のためのワーキンググループを議事録公開の形で開催しまして、4つの項目のうち3つについては合意が得られました。

意見が集約できました事項は「(1)在留外国人の入国後のチェック体制の強化」の「在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等」と「永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等」と、それから「(2)専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直し」で「在留資格『企業内転勤』における範囲等の見直し」の3つが合意を得られました。

合意が得られなかったのは、(2)の「外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和」で、本件のみが別表にて両論併記としていますが、民間からの規制改革要望が継続的に提出されていることもあり、引き続き検討してまいりたいと思います。

また、昨年末の第2次答申において今後の課題として掲げた、現在は専門的・技術的分野と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、年末の最終答申までの間、併せて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「5 金融分野」につきまして、神田委員が御欠席ですので萬谷企画官からお願いたします。

萬谷企画官 それでは「5 金融分野」でございます。答申の33～36ページになります。

お手元の案文につきましては、この案文で総務省、金融庁などの関係省庁と合意いたしまして、特に別表として載せるような論点はございません。今後につきましては、具体的施策の中身を迅速・着実に実行していくために働きかけていくということでございます。

前回案文からの変更点でございますけれども、まず「資本市場についてのルールの明確化」の部分でございますが、前回の案文におきましては、問題意識の中で対象範囲が、告発を行うか否かが対象になっていないという記述がございましたけれども、この部分については削除としております。すなわち、対象範囲を行政権限の行使に係るものへ拡充することが最終的な目標であるということから現時点で告発の有無だけにこだわる必要はないということでございます。いずれにしましても、今後、行政全般についてのルール適用の予見可能性を高めるために制度を見直すということでございます。

続きまして「監視機能の見直し」の部分でございますけれども、この点につきましては問題意識、具体的施策、それぞれ数値目標を掲げる、あるいは目に見える形といった記述があったところでございますけれども、この点につきましては修正を行ったということでございます。

併せまして、具体的施策の中で、課徴金の額の見直しの部分ですとか、建議等を通じたルールの見直しのプロセスの透明化といった部分について技術的な修正を行っております。

また、神田先生からは、この中でノーアクションレター制度の見直しにつきまして、今後、閣議決定における対象の拡充については、基本ルールワーキンググループを通じて関係府省に対して働きかけていきたいというコメントがございました。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「2 教育分野」につきまして、草刈総括主査から願いたします。

草刈総括主査 遅れてまいりまして、申し訳ありません。教育のところは14ページ以降になりますが御報告をいたします。

詳細を全部御説明させていただく時間はございませんので、ポイントだけ御説明を申し上げます。

まず、全体の評価ということですが、これは何よりも中馬大臣以下、皆様の御尽力によりまして、教育委員会に関して「骨太の方針2006」に盛り込むことができました。

やはり文科省は、その文言以外はすべて反対ないしはいろいろ文句をつけてくるという姿勢、これはずっと前からそうですけれども、したがって、一致するところは余りありませんで、意見対比表を付するというところで後半に備えることになるものが多くありました。

個別で申し上げますと、学校選択についてですけれども、年末答申で就学指定変更の理由として挙げられた事例の取扱いについて、公開討論で折衝して再確認の文章を文科省か

ら出させまして、その事実を答申の具体的施策として再確認いたしました。これは大臣折衝をやっていただいた成果を明快にしていなかったということで、これを明らかにさせるという去年のフォローアップでございますので、今年の新しいものではありません。具体的にはいじめへの対応、通学の利便性等の地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、この等というところが重要ですが、それらが全ての自治体において認められてよいということの事務連絡を、6月26日付で文科省から発出してもらいました。これについて、今後、実行できているかどうか、周知されているか、それから、実行できているかを検証していきたいと思っています。

関連事項として、学校評価に際して担保すべきは評価者の匿名性であるということで、これについても周知をもっときちっとやっていきませんと評価者が嫌がるということもありますので、それをやる。

学力調査の結果は、学校選択のための情報提供の観点から学校ごとの公表を求めている。これについては、この前、中教審の方で、いわゆる学校ごとの情報提供はしないなどと、それでは何のためにやるんですかという変な回答が出ておりますが、これについても、今後、議論していきたいと思えます。

それから、学校情報の公開項目のリストから職員会議議事録を文科省が削除してきた。これも是正を求めていきたいと思えます。

次に、教育バウチャーですが、これは検討会を文科省主導でやっておりますが、この検討会をいたずらに続けてもらうだけでは意味がないではないか。児童、生徒、保護者の選択に基づく予算配分方式の導入に向けて、この検討会とも議論をしながら、工程をどういうふうにしていくのかということ、この後半にやっていくつもりでございます。

教育委員会に関してでございますけれども、これは最後までいろいろもめたところです。これは18ページのところでございます。

要するに、教育委員会は必置から選択制にするということを求めてまいったわけですが、最終的にはいろいろ大変な抵抗もございましたけれども、最終的には中馬大臣のリーダーシップ、御尽力によって「骨太の方針2006」に次の文言を盛り込んでいただきました。ここは大変重要なので、読み上げさせていただきます。

「教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。」ということで、継続的に議論するということをはっきり書いていただきました。

ここで、いわゆる教員の人事というところも、この「等」というところに入れたかったのですが、若干いろいろございまして、この点は今回は表には出しておりませんが、実質的にはそういうことだというふうに理解をしていいと思えます。

こうすることで、特区による権限の首長への移譲、それから、制度自体の抜本の見直しという2階建て構造で、どちらも今年の後半戦に向けての重要なテーマとして、宿題として残っているという理解をしています。

これは特区だからもういい、特区室で全部お願いしますということにはならず、ニーズの掘り起こしあるいは文科省との折衝などについては、やはり我々のこの会議の大いなる責任があるということで、勿論、特区室等とも連携をしますが、その辺も我々の責任として協調してやっていくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本件については、中馬大臣に大変な執念と御尽力をいただきまして、本当に感謝をしております。この場を借りてお礼を申し上げます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「6 基本ルール分野」に戻りまして、鈴木議長代理と原委員からお願いいたします。

鈴木議長代理 「6 基本ルール分野」で「(1)一定期間経過後の規制の見直し基準の策定」ですけれども、これに関しましては横断的分野でもあり、先行して各省と協議をしまいいりました。その結果、中間答申記載の内容については各省と合意をしており、別表には反対意見とかその他の意見は記載されておられません。

また、このエッセンスにつきましては「骨太方針」にも盛り込まれておりまして、閣議決定を経ておるところであります。

今後は、この一定期間経過後の規制の見直し、それから、昨年度とりまとめた通知・通達の見直しについて、各省庁との具体的な見直し作業を進めていくこととなります。

先週、基本ルールワーキンググループを開催して、これらの見直しの前提となる各省庁の通知・通達の調査の実施方針等を取りまとめました。要するに、昨年やりました各省庁の通知・通達について、その性格、強制力があるのかないのかという分類を中心としますが、その問題と、それから、見直し期間について調査票をつくって、これから作業に入るということでもあります。

本日、中間答申が決定されましたら、早急に各省庁に調査を依頼しようと考えております。ただ、何せ膨大なボリュームになりますもので、かなり労力は要する問題ではないかと思っております。当会議において、この方針で行っていくことについて御理解と御承認をいただきたいと思っております。

「(2)国と地方の規制合理化」につきましては、国の地方に対する過剰関与の問題、地方ごとに異なる規制の合理化の問題については、今回、具体的に7事例を取り上げて検討しましたが、いずれも一定の見直しについて各省と合意をして、具体的施策としてとりまとめておりますし、また「骨太方針」にも国民の利便性の向上等の観点から、国・地方の規制について抜本的な見直しを行う旨が盛り込まれております。

「(3) 資格制度の見直し」ですが、昨今の資格者の不祥事を端緒とするさまざまな問題を踏まえて、公認会計士や建築士等の資格制度に関して、その質の維持、向上や懲戒処分等の適正な実施について、具体的施策をとりまとめたところであります。

それで、一部の資格制度については合意に至らなかった点があり、これについても別表に意見の相違点を記載しておりますが、引き続き、関係省庁との調整を進めて合意を目指していきたいと思っております。

今後、基本ルールワーキンググループとしては、先ほども申し上げましたが、通知・通達の性質の調査、見直し期間設定の調査を実施するという点に特に力を入れて取り組んでいきたいと考えておりますが、これ以外にも規制に関する横断的なルールに関して、今後どのような分野に取り組んでいくべきかといった大きな方向性の議論も併せて行って、次の3か年計画に向けた課題の抽出作業を進めていくことも重要だと考えております。

例えば、行政手続法を1991年に審議したわけですけれども、これは諸外国はほとんど持っておるが、日本だけ持っていない。これができた。それから、情報公開法ができた。パブリック・コメント制度もついに法制化されるようになった。IRAの実施も行われるようになった。ノンアクション・レターも実現された。

これらに加え、今回、一定期間経過後の規制の見直し基準のような形で行政のやり方を律する各種の手法というのは、大体、インターナショナルスタンダードに達したわけですが、今後、更にこれを上回っていくようなものがあるのかなのかという問題について検討をしてみたいと考えております。

以上です。

宮内議長 原委員、何かございますか。

原委員 鈴木議長代理からの御説明があったとおりです。

この基本ルールのところは、すべてに関わる非常に重要な視点を提示しておりますので、このグループのメンバーだけではなくて皆様方からも、是非、御意見をいただきたいと思っております。グループの委員は全部、夏休みの宿題ということで次の課題を持ってくるようにというふうに鈴木議長代理から言われておりますが、是非、皆さんにもお願いしたいと思っております。

以上です。

宮内議長 それでは、最後に「III . 公共サービス改革法の活用を図るための課題」、八代総括主査からお願いいたします。

八代総括主査 62ページであります。これはちょうど、前身の総合規制改革会議で構造改革特区ができたのと同じように、本会議で官民競争入札等監理委員会を含む公共サービス改革法というものが無事できまして、現に7月から活動を始めております。

それにつきまして、当会議としましても、内閣を挙げて、この監理委員会の作業を最大限に支援すべきということと、そのために新たな対象事業の追加選定を速やかに行うべきであると提言しております。これは特区と同じで、どんどん玉が増えなければ、その機能が

発揮できませんので、言うまでもないことですが、それを改めて念押ししているわけであります。

それから、推進体制の整備ということですが、3番目に、一番重要であります、当会議と、この監理委員会との連携強化ということです。こういう官業改革と規制改革とは一体的に行われなければいけないわけで、規制改革を進めていけば、当然、官業の改革につながるし、官業の改革をするためには関連の規制改革が必要であるということですので、引き続き、当会議と監理委員会は密接な協力の下に、あらゆる面で当会議が積極的な調査・審議、提言を行っていくということを宣言するためのものがございます。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

以上のような形で、お手元の間答申案ということででき上がっております。

それでは、この案文を会議の答申として決定させていただきたいと存じますが、この案文どおりでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 それでは、案文のとおり決定させていただきます。中間答申ということでございます。ありがとうございます。

各責任担当委員を中心に、専門委員の皆様、また事務局のお力をお借りしまして、お忙しい中、集中的かつ精力的に御審議いただきました結果、本日このような形で答申をとりまとめることができましたことを、改めまして深く皆様方に感謝申し上げます。

今後につきましては、i) 今回の答申で示した施策のうち、関係府省の合意が得られているものにつきましては、その実現に向けまして関係府省が迅速かつ着実に取り組むように当会議としてしっかりと監視するということとでございます。

ii) でございますが、これは「別紙」にございます関係府省と見解の分かれている各論点につきましては、年末に向けて少しでも合意が得られるように、公開討論あるいは本部開催等も視野に入れまして、関係府省と更に調整を進めるということとでございます。

iii) は、以上を含めまして、今回の答申において取り上げていない分野・事項につきましては、例年のとおりでございますが、年末の当会議の最終答申としてとりまとめるということにさせていただきたいと思っております。

申すまでもなく、年末の答申は、当会議3年間の集大成という位置づけになりますので、これまで進展が見られなかった事項についても何らかの成果を得ていくということに努力しなければなりません。それを考えますと残されました時間も限られておりますので、引き続き各ワーキンググループにおきまして、年末の答申に向けて、既に取り組んでいるものを含めまして、いかなる事項について検討を行い、どのようにその検討を進めていくかにつきまして直ちに方針を固めていただくことをワーキンググループの皆様方にお願い申し上げます。

そして、それらにつきましては、8月下旬ごろになると思っておりますが、次回の本会議にお

きまして各担当主査から御報告をいただくということにしたいと思いますので、引き続き、委員・専門委員の皆様方に御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして「全国規模の規制改革・民間開放要望」、いわゆる「あじさい月間」につきまして、御担当の志太委員から御報告をちょうだいしたいと思います。

志太委員 お手元の資料について、ポイントをお話しさせていただきます。

今年も、昨年同様に6月1日から30日まで「あじさい月間」として特区、地域再生を併せて、規制改革・民間開放要望の受付をいたしました。

「全国規模の規制改革・民間開放要望」として、92の要望団体より577項目の提案がありました。今まで民間開放要望の一環として募集しておりました「市場化テスト」関係の要望については、別途に7月11日から1か月間の受付をしたことなどによりまして、全体の要望としては少し減少しておりますが、なお600件近い要望が来ております。

現在、受け付けた要望については、各ワーキンググループに振り分けて、各省において検討がなされて、第1次回答がホームページに公表されております。それによりまして、要望者からの意見を求めているところであります。

今後、事務方より各主査に御相談等があるものと思いますが、テーマによっては各ワーキンググループにおいて、その実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。各委員の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。これら要望についての政府の対応方針は9月を目途にとりまとめられるということでございますので、一つでも多くの要望が実現しますよう、また各ワーキンググループにおきまして御協力をいただくようお願い申し上げたいと思います。

それでは、中間答申がまとまりましたので、中馬大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。カメラが入るということでございます。

(報道関係者入室)

宮内議長 よろしくお願いたします。

中馬大臣 おはようございます。

本日、重点事項に関する中間答申を推進会議としてとりまとめていただきました。本当に熱心に、この数か月間、御議論いただきまして、こうしてまとめていただきましたことに対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

この取組みの成果は、勿論、この間の行政改革推進関連五法案で大きく方向づけをいたしましたし、また、個々の規制等の問題につきましては、こうして今回の「骨太方針」の中になんか入れることができました。

しかし、こういったことも含めて、これを実行に移すことが大変でございます。これから私たちの仕事だと思っておりますし、また、最終答申はこの年末でございます。それに向けて、まだまだ積み残しあるいは調整がまだ十分でないところがございます。ここに向

けて、ひとつ委員の皆様方の一層の御尽力をお願いする次第でございます。

今、お話がありました教育の分野等におきましても、今まで地方の首長は教育行政に対して一切権限がなかったわけでございますが、教育委員会の了解がなければ何事もできなかったということの一つの突破口といいたいまいしょうか、特区としてこれを認めたらいいではないかという総理のかなり強い御発言に基づきまして、何とかこれを「骨太方針」に入れることもできました。

また「市場化テスト」も、項目を広げなかったら、また、各自治体や関係者が、このことを十分に認識して、これを上げてくれなかったら意味がございませんし、特区の問題でもそうです。幾ら、ここで枠を外しましても、かごに入っておりました鳥がなかなか羽ばたけないというようなことでは困りますので、その飛び方、あるいは申請の仕方等も十分に、皆様方がいろんな講演の場で、あるいは投稿されるなり、そうした形で各自治体や各NPOを含めた団体等にこうしたことができるんですよ、どうぞ皆さんやってくださいといったことをひとつ大いにPRしていただくことも、これからの規制改革等を実行あらしめるための一つの手だてではないかと思っておりますので、そういうこともひとつよろしく願いを申し上げる次第でございます。

ともあれ、今年度末で、この会議の一つの区切りになります。それに向けた最終答申でございますので、年末まで更に御苦勞をおかけしますが、十分な御審議の上、おまとめいただきますように心からお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございます。大臣のお言葉にもございましたように、これから年末の最終答申に向けまして会議として全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。中馬大臣、山口副大臣におかれましては引き続き御指導のほど、何分、よろしく願い申し上げます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、本日は以上でございますが、前回、前々回「政府内部における検討に関する情報」ということで、これまで非公表にしてまいりました答申の案文と議事録につきましては、本日の答申決定に合せまして、さかのぼって公表させていただくということでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

次回会議の日時等につきましては、事務局を通じまして御連絡をさせていただきたいと思っております。

最後に、事務局から何か連絡事項はございますか。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、本日の会議を終了いたします。この後につきましては、記者会見をさせていただくということでございます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。